

大規模地震・津波災害応急対策対処方針(応対方針)の概要

平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定

- 大規模地震・津波災害応急対策対処方針は防災基本計画を踏まえ、大規模地震・津波災害が発生した際に、各機関がとるべき行動内容等を定めるもの。
- 災害応急対策の目安として、タイムライン(時系列の行動計画表)を定め、これを踏まえ、政府が実施する応急対策活動と防災関係機関の役割を示している。

1. 初動体制の確立 →緊急災害対策本部、現地对策本部等の設置の考え方、役割
2. 被害情報等の取扱い →被害情報等の迅速な収集、適正な整理・分析・共有
3. 緊急輸送のための交通の確保 →緊急輸送ルート等の点検・啓開、海上交通、空路等の確保
4. 救助・救急・消火活動等 →警察、消防、自衛隊等の救助・救急活動、その支援等を行う国土交通省TEC-FORCEの活動
5. 医療活動 →DMATの派遣、広域医療搬送、地域医療搬送
6. 物資の調達 →プッシュ型支援、物資輸送における役割分担、広域物資輸送拠点の確保
7. 燃料供給 →「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築、重点継続供給、優先供給
8. ライフラインの復旧 →優先復旧方針、応急復旧の実施
9. 避難者支援 →避難所の確保、広域一時滞在の実施、応急的な住宅サービスの提供
10. 帰宅困難者等への対策 →一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、徒歩帰宅者への支援
11. 保健衛生等に関する活動、災害廃棄物の処理 →保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動、災害廃棄物の処理
12. 社会秩序の確保・安定等 →物価・供給体制の安定、治安の維持、首都中枢機能の確保
13. 二次災害の防止活動 →迅速な注意喚起、調査・点検、応急措置、避難誘導の実施
14. 防災関係機関間の応援体制の確保 →国、都道府県の役割分担に基づく広域応援体制の確保
15. 内外からの支援の受入れ →海外からの物的・人的支援の受入れ手続、ボランティア・NPOの受入れ